

輪島市監査公表第2号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成30年10月24日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成30年10月10日（水） 農業委員会事務局

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 漆谷 豊和

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成30年度監査資料（平成30年4月から8月まで）に係る事務事業全般及び平成29年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○農業委員の選任については、法律改正に伴い本年8月より選挙での委員の選出から、市長任命制に移行して新たに農業委員15名、農地利用最適化推進委員15人が任命された。農地の適正な保全を目的とし機構集積支援事業を推し進め、農地中間管理機構による担い手へ農地集積・集約化を行うなど、遊休農地対策等が今後とも推進するよう事務執行していただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。